

	自分でする場合	シンプルプラン	トータルアドバイスパラン
		報酬 36000円～（税別） ※実費別	報酬 64500円～（税別） ※相続人3人の場合 ※実費別

お 手 続 き 内 容

①事前相談	法務局へ相談できます。 ※要予約 1回20分（何回か相談することになります）	当事務所から手続きの流れ、必要書類のご案内	当事務所から手続きの流れ、必要書類のご案内
②戸籍等収集	自分で市役所にて収集 ※鹿児島市以外は郵送等で収集が必要（小為替などの準備いる）	自分で市役所にて収集 ※鹿児島市以外は郵送等で収集が必要（小為替などの準備いる）	当事務所ですべて取得
③相続関係説明図作成	戸籍を元に自分で作成 ※エクセル等で作成	戸籍を元に自分で作成 ※エクセル等で作成	当事務所で作成
④遺産分割協議書作成	自分で作成 ※ワード等で作成	自分で作成 ※ワード等で作成	内容を確認し、当事務所で作成 ※必要に応じて各相続人に郵送
⑤申請書作成	自分で作成 ※ワード等で作成	当事務所で作成 ※ワード等で作成	当事務所で作成
⑥登記申請	自分で法務局へ申請及び持参	当事務所が法務局へ申請及び持参	当事務所が法務局へ申請及び持参
⑦登記完了後	自分で受取	当事務所が書類受取及び納品	当事務所が書類受取及び納品

■報酬とは、相続登記を行う際にかかる司法書士手数料のことを指します。

■実費は、手続きに必要な費用のことを指します。

（例）戸籍取得手数料、登録免許税、登記簿謄本等の発行手数料など